

〈論文〉

基本法およびバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の 私立学校条項

—その成立過程と歴史認識—

遠藤孝夫

要約

本稿は、ナチズム崩壊から1950年代前半の時期に制定された憲法の私立学校条項をめぐる審議過程を分析することを通して、初期ドイツ社会を築いた人々が、直近のナチズム時代をどのように認識し、またその歴史認識に基づいて如何なる社会制度を構築しようとしたのかを考察したものである。考察の結果、「私立学校を設置する権利」(基本法第7条第4項)や私立学校への公費助成の請求権の付与(バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第14条第2項)といった戦後ドイツの諸憲法で規定された画期的な私立学校条項の成文化には、直近の12年に及ぶナチズム時代の実体験を踏まえた歴史認識が色濃く反映されていたことが明らかにされた。但し、これらの憲法の私立学校条項の意味が広く理解され、「私立学校の自由」の法的保障が実現するまでには長く厳しい闘いが必要だった。

キーワード

基本法 バーデン・ヴュルテンベルク州憲法 私立学校条項 歴史認識 過去の克服

1. 序 —本稿の課題意識と目的—

本稿は、ナチズム崩壊から1950年代前半の時期に制定された憲法の私立学校条項をめぐる審議過程で披瀝された発言内容を分析することを通して、初期ドイツ社会を築いた人々が、直近のナチズム時代をどのように認識し、またその歴史認識に基づいて如何なる社会制度を構築しようとしたのかを検討するものである。

戦後のドイツ(ドイツ連邦共和国、旧西ドイツ)は、ナチズムの「過去」を直視し、その歴史認識に基づいて国内政策(歴史教育を含む)や対外政策(難民受入を含む)を積極的に行ってきたこと、いわゆる「過去の克服」(Vergangenheitsbewältigung)の取り組みで知られている。一般に、「過去の克服」の取り組みは、旧西ドイツの建国時から約14年にわたる「アデナウアー時代」以後、つまり1960年代中頃に降に本格化した動きとして理解されている¹⁾。確かに、敗戦直後の混乱と荒廃の状況下では、自らが体験してきたナチズム時代や第2次世界大戦の惨禍を、「過去」として相対化することが物理的にも精神的にも困難であったことは確かであろう。

えんどう たかお：淑徳大学 人文学部 教授

だが、敗戦から間もない時期であっても、記録として残された発言内容を丹念に発掘・検討すれば、そこにナチズムの「過去」に対する真摯な反省を踏まえ、ナチズム後の新しいドイツ社会のあるべき姿を模索したドイツの人々の姿が浮かび上がってくる。とりわけ注目すべきは、戦後の初期ドイツにおいて相次いで制定された憲法²⁾であろう。国家および州の最高法規である憲法の制定にあたっては、如何なる原理や理念に基づいて国家(州)を構築するのか、国家(州)の権限と国民の権利・自由の関係を如何に規制するのかなどをめぐり、実体験としてのナチズムの「過去」を踏まえた議論が展開されていたと考えられるからである。

事実、既に筆者は、連合国による占領統治下で、1946年から順次制定されたドイツ各州の憲法とドイツ連邦共和国憲法である基本法(1949年5月)の前文や宗教・教育関連条項に着目して、その審議過程ではナチズムの「過去」に関する認識(歴史認識)が披瀝され、活発な議論が展開されていた事実を明らかにしてきた³⁾。例えば、戦後最初の州憲法として制定されたヴュルテンベルク・バーデン州憲法(1946年11月)の場合、「公立国民学校はキリスト教的学校(christliche Schule)である。」(第114条第1項)、全ての国民学校および中等学校では宗教科を「正規教科」とする(第115条第1項)など、学校教育を含む社会生活全体におけるキリスト教および教会の公共的役割を明記した条項が盛り込まれた。こうした憲法条項は、それまでキリスト教と教会の学校教育への関与に否定的立場を党是としてきた社会民主党(SPD)の議員までもが、ナチズムの「過去」を踏まえて賛成する発言を行うことで成立に至ったものであった⁴⁾。同じく、基本法の場合も、その前文において「神および人間に対する責任を自覚して」と記され、「神」を前提にした新たな国家理念が定められ、公立学校の正規教科として宗教科が位置づけられた(第7条第3項)。そして、こうした基本法の前文や条文は、ナチズムのような「全体主義国家に対抗する個人の自由の思想が擁護されるべき」であり、「教会がまさに、ナチズムの時代に、……個人の自由と人間の尊厳のために最も力強く闘争したという事実は看過されるべきではない」との発言に象徴されるように、ナチズムの歴史の教訓を踏まえ、戦後ドイツ社会にはキリスト教倫理の復権が必要である、との歴史認識に基づくものであった⁵⁾。

では、敗戦後間もない初期ドイツにおいて制定された諸憲法の他の条項は、直近のナチズム時代に関する如何なる歴史認識を背景に持つものなのだろうか。本稿は、こうした課題意識に基づき、憲法の私立学校条項の成立の背景をナチズム時代に関する歴史認識と関連づけて考察するものである。戦後ドイツ社会(教育制度)の大きな特徴の一つとして、「私立学校の自由」(Privatschulfreiheit)の法的保障の整備・確立を指摘することができる。国家(州)の基準に従わない独自のカリキュラムに基づき、教科書もテストも使用せず、芸術を重視した教育活動を行うシュタイナー学校(ヴァルドルフ学校)が、ドイツ国内に240校以上設置されている制度的基盤として、「私立学校の自由」の法的保障がある。戦後ドイツの70数年の歴史的展開の中で徐々に法制度化されてきた「私立学校の自由」であるが、その憲法上の根拠として極めて重要な位置と役割を果たしているものが、基本法第7条第4項で規定された「私立学校を設置する権利」(Recht zur Errichtung von privaten Schulen)である。

そこで、本稿では、ドイツ憲法史上、画期的となるこの「私立学校を設置する権利」を規定した基本法と、さらにこの基本法の私立学校条項を継承して、公費助成の請求権を私立学校に付与する条項を盛り込んだバーデン・ヴュルテンベルク州憲法(1953年)に着目して、それぞれの私立学校条項の審議過程での議論に分け入って、そこに如何なる歴史認識が介在していたのかを明らかにすることを目的とする。本稿の意義を先行研究との関連から付言すれば、基本法とその第7条(私立学校条項)の成立過程に関する先行研究は散見されるが⁶⁾、歴史認識の視点から制定論議を詳細に検討した研究は、ドイツにおいても管見の限り見当たらない。バーデン・ヴュルテンベルク州憲法とその私立学校条項に関しても同

様である⁷⁾。なお、以下では、基本法を審議した議会評議会の議事録⁸⁾、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法を審議した憲法制定議会の議事録⁹⁾を主な一次資料として分析を行う。

2. 基本法(1949年)の私立学校条項の審議過程と歴史認識

(1) 基本法第7条の成立過程の概要

基本法(Grundgesetz)は、各州代表の議員で構成された憲法制定議会である「議会評議会」(Parlamentarischer Rat、議長はKonrad Adenauer)で、1949年5月8日に可決・成立、5月23日公布、翌24日から施行されたものである。

各州の教育権限を前提としていることから(州の文化高権)、基本法には教育・学校に関しては第7条の規定があるのみである。この点では、第4章(教育および学校)として第142条から150条まで多くの教育条項を有したヴァイマル憲法(Verfassung des Deutschen Reichs vom 11.8.1919)とは著しい対照をなしている。にもかかわらず、その後のドイツ(旧西ドイツ)の私立学校法制の展開の中で、基本法第7条は画期的意義を有している。それは、基本法第7条第4項第1文において、「私立学校を設置する権利は保障される。」(Das Recht zur Errichtung von privaten Schulen wird gewährleistet.)と規定され、「私立学校を設置する権利」がドイツの憲法・学校法制史上初めて規定されたことによる。しかも、この「私立学校を設置する権利」は、「直接に適用される法として、立法、行政および裁判を拘束する」(基本法第1条第3項)と位置づけられる「基本権」(Grundrecht)の一つとして規定されたものであった¹⁰⁾。

基本法の「私立学校を設置する権利」を含む第7条の審議過程の概要は次の通りである¹¹⁾。1948年9月1日、ボンに招集された「議会評議会」は、ドイツの西側占領地区に設置されていた11州の議会から選出された65名の議員で構成された。議会評議会には、最終決定を行う場としての「総会」(Plenum)の下に、「中央委員会」(Hauptausschuß)、「総則委員会」(Ausschuß für Grundsatzfragen)など、7つの常設の専門委員会が設置されていた。特に、総則委員会(委員長はHermann von Mangoldt)は、憲法上の主要論点に関する議論を行う委員会であり、中央委員会(委員長はCalro Schmid)は各専門委員会で審議した条文案を最終調整して、総会に提出する重要な役割を担った専門委員会であった。

議会評議会における審議のための叩き台として起草された憲法草案、いわゆる「キムゼー草案」(Chiemsee-Entwurf、ミュンヘン近郊のキムゼー湖に浮かぶヘレン島で1948年8月10日から23日まで11名のメンバーで討議・起草された草案)では、「文化高権」を前提としていたことから、私立学校を含めた教育・学校に関連する条項は含まれていなかった。教育・学校に関連する論議が開始される契機となったのは、1948年11月下旬、キリスト教民主同盟(CDU)とキリスト教社会同盟(CSU)から、「婚姻および家庭の保護」の条項と関連づけて、親権の一部として教育に関する条項も含めることを求めた動議の提出であった(11月23日付)¹²⁾。より具体的には、この動議は、基本法の「親権と教育」の条項の中に、子どもを教育することは親の「自然権」(das natürliche Recht)であること、この親権には学校の宗派的特性を決定することも含まれること、宗教教育(宗教科)は公立学校の正規教科として位置づけられること、などを盛り込むことを要求したものだ。

教育・学校に関する条文の審議の主要な舞台は、総則委員会と中央委員会であった。このうち、「婚姻および家庭の保護」の条項は、1948年12月7日の中央委員会第21回会議において、基本法に盛り込むことで大筋合意が得られ、最終的には基本法第6条として成文化された。しかし、CDU等からの動議(子どもの教育に関する親権条項)に関しては、これらの条項をあくまでも自然権として基本法に盛り込むべきことを主張するCDU/CSU系の議員と、教育・学校の条項は州の権限であり基本法では規定すべきで

はなく、また宗教的寛容の立場からも反対する社会民主党 (SPD)/共産党 (DKP) 系の議員の間で激しい対立状況が生じて、審議は難航した。

この厳しい対立状況を打開し成案への道筋を決めるものとなったのは、1949年1月11日、自由民主党 (FDP) のホイス議員 (Theodor Heuss) が提出した動議 (以下、「ホイス第1動議」と略記)¹³⁾ と、この動議を受けて1月18日に開催された中央委員会第43回会議での審議の過程でホイスから新たに提出された動議 (以下、「ホイス第2動議」と略記)¹⁴⁾ であった。「ホイス第1動議」は、一方ではCDU等からの要求に応じて、宗教教育 (宗教科) を学校の正規教科と位置づけるとともに、他方では国家による学校監督の条項も盛り込むことで、教会 (宗教団体) が過度に学校教育に関与することへの歯止めをかける内容であった。さらに「ホイス第2動議」は、学校に対する国家の監督権限が学校の「国家独占」(Staatsmonopol) を招来させることを防止する意味合いから、「私立学校を設置する権利」の条項を基本法に盛り込むことを求めたものだった。1949年1月18日の中央委員会での審議では、このホイスの二つの動議内容が大筋で主要政党の議員の賛同が得られることとなり、その後は全体的な整合性の観点からの微調整が施された後に、最終的に基本法第7条として成文化された。

なお、基本法第7条は第1項で国家の学校監督権、第2項で子どもを宗教教育に参加させることを決定する親権、第3項で公立学校の正規教科としての宗教教育 (宗教科) の位置づけ、そして第4項から第6項で「私立学校を設置する権利」を含む私立学校に関する条項を規定したものである。

(2) 基本法の私立学校条項の審議過程で披瀝された歴史認識

私立学校条項を含む基本法第7条は、その成立過程からも明らかのように、後に第6条として成文化された「結婚および家庭の保護」条項と密接な関係の下に審議され、成分化された。その際に注目すべきは、家庭および教育・学校に関する事項 (私立学校を設置する権利の規定も含め) を基本法の条文として盛り込むべきであるとの主張が、ナチズムの「過去」との関連から正当化されていたことである。以下では、基本法の私立学校条項の審議過程において、ナチズムの「過去」と関わって如何なる歴史認識が披瀝されていたのか、発言内容をより詳しく分析してみよう。

① 総則委員会第29回会議 (1948年12月4日)

この日の会議では、前述した親権と教育・学校に関する条項を要求するCDU等からの動議をめぐって、最初の活発な議論が展開された。同時にその過程で、ナチズムとそこから何を学ぶべきかについての発言もあり、私立学校への言及も議会評議会における議論としては初めて登場することになった。

メンツェル議員 (Walter Menzel, SPD) は、ドイツが東西に分裂し、基本法も「真の憲法」として制定することができない以上、基本権として盛り込む条項は限定すべきであり、特に州の権限に属する事項は盛り込むべきではないと述べ、CDU等からの動議に反対する発言を行った¹⁵⁾。これに対して、ジュスターヘン (Adolf Süsterhenn, CDU) は、基本法は事実上の「完成憲法」を目指すべきであり、州の権限に帰属する事項であっても、「一定の原則」となる条文は基本法に盛り込むべきであると述べ¹⁶⁾、CDU等からの動議内容を支持する発言を行った。こうした対立意見の後で発言したホイス議員 (FDP) は、CDU等からの動議では、反対意見を予測して要望されていなかった非嫡出子の権利についても基本権として盛り込むべきであり、また「精神的・文化的生活の構造に対するキリスト教の根本的貢献を理解せずして、ドイツの歴史そのものを理解することは可能である。」とも述べて¹⁷⁾、キリスト教を基盤として家庭と子どもの親権を重視する立場のCDU等に理解を示した。このホイスの発言に後押しされる形で発言したヴェーバー議員 (Helene Weber, CDU) は、CDU等からの動議で要求している公立学校の宗派的性

格を決定する親権のみならず、「私立学校を促進することも親の権利である。」と述べて¹⁸⁾、親権との関連で私立学校に関する条項を基本法に盛り込むべきであると主張した。

この日の会議での論議の中で、本稿の趣旨から特に注目すべきは、ホイス議員とヴェーバー議員の発言内容である。まず、ヴェーバー議員が私立学校の促進を親権と関連づけて発言したことを受けて、ホイス議員は、さらに私立学校に関する自らの立場について、以下のように一步踏み込んだ発言を行った。

「私立学校は特別な事柄である。私は私たちの地域において(注:具体的にはホイスが文相を務めていたヴェルテンベルク・バーデン州を意味する)、私立学校が可能となるよう尽力してきた。私は学校の国家独占(Staatsmonopol)という立場にはない。私自身はルドルフ・シュタイナーとは全く関係を持っていないが、私たちは、いくつかのシュタイナー学校の設置を認可してきた。何故なら、シュタイナー学校においては、公立学校にとっても重要なものとなりえる、興味深い実験が行われているからである。」¹⁹⁾

(下線は引用者による。以下同じ)

このホイスの発言は、ドイツ敗戦直後の州文相としての自らの経験を踏まえ、学校の「国家独占」(Staatsmonopol)を否定する側面と、公立学校を刺激する「興味深い実験」の取組みを行っている側面、この二つの側面から私立学校の存在意義を明確に述べたものであり、基本法第7条で「私立学校を設置する権利」が規定されることになる重要な契機となるものであった。

さらに、このホイス議員の発言を受けて、ヴェーバー議員が発言した。ヴェーバーは、学校教師としての豊かな経験、カトリック中央党議員としてヴァイマル憲法の制定論議やその後の国会での教育論議にも参画した政治経験を披瀝した後で、親権および私立学校に関して以下のように発言した。

「諸君(注:SPD等の議員を指す)は、国家が学校に対する第一の権利を有するとの立場に立つ。私は当然ながら国家にも学校に対する権利を付与するものであるが、しかし宗教的・世界観上の組織編成、つまり教育課題の計画については国家に権利を付与しない。……我々は父母に宗教的・世界観上の学校の編成の権利を付与したいだけである。この権利を父母に与えることは、私と我々の政党にとっては良心からの義務である。父母はこの権利を自然権として有する。国家の誤った見方や親権の制限という間違った考え方が、以前の時代から既に親権を侵害してきた。我々はこの課題については、かつての時代よりも責任をより強く感じており、特に第3帝国以降はそうである。我々は親権が基本権に含まれることを断念する訳には行かない。私は脅しを述べているのではない。私はただ、我々が親権を必要としていることが我々にとって、良心からの義務であると、述べたいだけである。……学校の教育を組織することは国家に帰属することである。しかしながら、私立学校は父母の要求でもあるのだ。我々はこのことを断念することはできない。……事は良心の問題なのである。」²⁰⁾

5

ヴェーバーは、学校の宗派性の決定権も含めた親権を基本法に盛り込むことを、自らの「良心からの義務」、つまり譲歩の余地のない要求であること、しかもその認識がナチス第3帝国を経験したことでより強固になったことを指摘し、併せて親権との関連で私立学校を基本法に規定すべきことを再度要求し、同じく私立学校の意義を述べたホイス(FDP)と連携する姿勢も示した。事実、この直後に発言したホイスは、学校の宗派性を決定する親権まで基本法に規定することは州の立法に委ねるべきと主張する一方で、CDU等からの動議にあった子どもの宗教教育を決定する親権と宗教教育(宗教科)を公立学校の正

規教科とする2つの条項に関しては、同意することを明らかにした。その同意の根拠として、ホイスもヴェーバーと同様に、ナチズムの過去を引き合いに出し、以下のように発言した。

「(動議で求められているこれらの条項は) ナチ時代に我々が経験したことの反映として、憲法に盛り込むべき規定の一つである。以前であれば、このことを憲法に盛り込むことは考えられなかったが、我々があの時代に経験したことがより現実的に私の感情に作用している。我々は、特殊なナチスの時代に起こった出来事に対する防護条項を憲法の中に取り込むことになるのである。」²¹⁾

② 中央委員会第21回会議(1948年12月7日)

この会議では、3日前(12月4日)の総則委員会での議論を継承する形で、CDU等からの動議に関する活発な議論が展開され、ここでもナチズムによる暴力支配を歴史的教訓として、子どもの教育に関する親権を基本法で規定すべきとする発言が相次ぎ、その関連で私立学校に関する議論も一層深められた。

まず、ヴェッセル議員(Helene Wessel, Z)は、子どもの教育に関する親権は自然権であると主張し、その際に以下のようにナチズムへの言及を行った。

「ここで私は、ヒトラーの言葉に従い、子どもを国家のために利用するために父母から奪い取ろうとしたのが、まさしくナチズムであったことを想起したい。ナチズムのような全体主義に不滅の人権を対抗させようとする人は、親権を無視することはできない。国家の教育独占と学校独占(Erziehungs- und Schulmonopol)は存在しないのであり、親権は基本権の一つとして規定されなければならないのである。」

「まさに我々は、自ら自身が味わった悲しい過去の経験から、我々の国民のために、その人格と共同体生活との本当の新しい形態を据えることを可能とするような基盤を付与すべく全力を投入すべきなのである。」²²⁾

このように、ヴェッセルは、家庭および子どもの教育へのナチズム(全体主義)の介入を「悲しい過去の経験」と捉え、その歴史の教訓から、「国家の教育独占と学校独占」に対抗するものとして、子どもの教育に関する親権を基本法に明記すべきことを主張した。

このヴェッセルの発言の直後に発言したホイス議員も、「我々は、あのナチズムによる家庭生活に対する暴力的侵害を経験してきた」のであり、その「ナチ時代を反映したもの」として、結婚および家庭の保護、子どもの宗教教育に関する親権の条項を基本法に盛り込むことに同意する旨の発言を行うと同時に、「学校の国家独占」には与せず、むしろ私立学校の役割を認識し、私立学校の振興のために尽力してきた実績を強調した²³⁾。

6

この「学校の国家独占」には与せず、私立学校の役割も強調したホイス議員の発言に感謝すると前置きした上で、ゼーボーム議員(Hans-Christoph Seebohm, DP)は、以下のように発言した。

「この私立学校を維持し、耐え忍んできたのは本質的に父母達である点を指摘したい。従って、ホイス議員にお願いしたいことは、こうした関連から我々の動議を考慮して欲しいということであり、……また私立学校が許可されるために基本法の中に簡潔な条項を盛り込むことである。この私立学校の問題は従来の州憲法においては全く規定されないか、不十分な規定しかないのであるから、なお一層必要である。……ホイス議員が指摘したように、教育的発展の刺激者および恒常的促進者」(Anreger

und ständiger Förderer der pädagogischen Entwicklung)としての私立学校の極めて本質的役割と成果にとっての前提は、この基本法の中で規定され、またその条項により私立学校の生存可能性も保障されるべきである。]²⁴⁾

このゼーボームの発言は、ホイスの発言内容をより発展させ、「私立学校を設置する権利」と明言しないまでも、「私立学校の生存可能性」を保障する条項を基本法に盛り込むべきことを主張した点で重要である。同時に、本稿の趣旨との関連では、こうした私立学校に関する議会評議会での発言が、「学校の国家独占」を否定することと表裏一体のものとして浮上したことで、そして「学校の国家独占」を否定する発言の根底にはナチズムという「悲しい過去の経験」(ヴェッセル議員)の認識が据えられていたことも確認しておきたい。

③ 中央委員会第43回会議(1949年1月18日)

この日の会議では、懸案の公立学校の宗派性を決定する親権が改めて論議され、ナチズム期に宗派別学校が強制的に宗派共同学校(共同体学校)に改変された過去の事実にも言及しつつ²⁵⁾、あくまでもこの親権を自然権として基本法に規定すべきであると主張するCDU/CSU/Z/DPの議員と、世界観対立を背景に持つこの事項はあくまでも州の管轄事項として、基本法での条文化には反対するSPD/KPDの議員との間で、再び激しい論戦が展開された。この鋭い対立状況の打開の契機として機能したものが、上述の通り「ホイス第1動議」(1949年1月11日)と「ホイス第2動議」(1949年1月18日)であった。

ホイスによる2つの動議は、一方ではCDU等の要求に応じて、宗教教育(宗教科)を公立学校の正規教科とするとともに、学校教育への教会の影響力を警戒するSPD等の懸念にも配慮して国家の学校監督の文言を追加すること、しかし同時に国家の監督が「国家による学校独占」を招くことを回避するために、CDU等からも要望が出ていた私立学校を保護する条項として、「私立学校を設置する権利」を盛り込むことを骨子としていた。それは、12月以来の議会評議会におけるナチズムの過去を教訓とすることから導かれた結論でもあった。「私立学校を設置する権利」を提案したホイスの発言は、以下の通りである。

「(注：国家の学校監督を規定することから)生じる不安、すなわち、もしそうなれば国家がまさに教育独占(Bildungsmonopol)を主張することができる、とのあるゆる不安を払拭するために、さらに動議への追加を行った。私自身は国家による教育独占という立場を主張するものでは断じてない。……どこかの州で、学校の国家独占(Staatsmonopol)が表明されるかもしれない、という不安を防止するために、私は私立学校を設置する権利は保障される、という文言を追加規定することを提案したのだ。」²⁶⁾

7

上述の通り、この1月18日の中央委員会における審議の結果、ホイスの巧妙な提案が賛成多数で承認され、若干の文言の微修正を経て、「私立学校を設置する権利」を含む基本法第7条が成立することになる。この日の会議の終盤では、本稿の目的との関連からは、ナチズム時代の私立学校の実態に関する注目すべき発言があったことも付言しておきたい。それは、ベルグシュトレッサー議員(Ludwig Bergsträsser, SPD)が、一つの福音派系私立学校を事例にして、私立学校がナチズムを支持していたと発言したことを受けて、シュトラウス議員(Walter Strauss, CDU)が行ったものである。

「しかし、事実が教えていることは、事は反対であったということである。ヘルマン・リーツ学校、ルドルフ・シュタイナー学校、ザレム田園教育舎、ショーンドルフ田園教育舎、どの学校を例に挙げても構わないが、これらの私立学校において程にナチズムへの長い抵抗が行われた学校はない。証拠として、多くの私立学校の校長や教師が強制収容所に送られている。さらなる証拠として、最終的にはこうした私立学校の大半はナチズム的施設に転換させられた。しかし、これらの学校の教育における自由と人文主義の精神は戦争期間を通じて保持されていた。……我々は私立学校を設置しようとする自由なイニシアティブを、他の領域の場合と同様に基本法において支援すべきであるし、私立学校の設置や活動が州の規則によって阻害されることを、(基本法の)一つの条項によって少なくとも阻止すべきであろう。」²⁷⁾

以上の審議過程から明らかのように、ドイツの憲法史上画期的な規定である基本法の「私立学校を設置する権利」は、私立学校の果たす役割の重要性と必要性が再確認され、「学校の国家独占」を排除することと同義のものとして成文化された。そして、こうした基本法の私立学校条項の成立の背景には、ナチズムの「悲しい過去の経験」から学んだ歴史認識が存在していたことが確認された。但し、ドイツ(旧西ドイツ)の憲法としての位置づけの基本法では、より踏み込んだ私立学校条項を規定することはできなかった。「私立学校を設置する権利」を踏まえて、私立学校に如何なる権利と自由を保障するかは、各州立法上の課題となった。そこで、次にバーデン・ヴュルテンベルク州憲法(1953年)の私立学校条項をめぐる議論を検討することとしたい。

3. バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項の審議過程における歴史認識

(1) バーデン・ヴュルテンベルク州の成立と州憲法の制定過程

1945年5月のドイツ敗戦とナチズム体制の崩壊後、ドイツ各地は連合国軍によって分割占領統治された。ドイツの南西地区の旧バーデン州、旧ヴュルテンベルク州およびプロイセン州の飛び地ホーエンツォレルン地区は、アメリカ軍とフランス軍が占領統治することとなり、3つの州が設置された²⁸⁾。すなわち、1945年7月初頭のアメリカ軍とフランス軍の協議に基づき、カールスルーエからシュツットガルトを經由してウルムを経てミュンヘンへと至る自動車道路(現在の自動車道路8号線)を境界として、その北側はアメリカ軍、南側はフランス軍がそれぞれ統治することに決し、アメリカ軍の占領地区にはヴュルテンベルク・バーデン州(州都はシュツットガルト)、フランス軍の占領地区にはヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州(州都はチュービンゲン)と(南)バーデン州(州都はフライブルク)が設置された。その後、それぞれの州では軍政府の指導の下に、1946年から47年にかけてそれぞれの州憲法も制定され²⁹⁾、この3州は1949年5月成立のドイツ連邦共和国を構成する州となった。

8

しかし、他のドイツ各地とは異なり、ドイツ南西地区における歴史的・地理的背景や住民感情も無視した機械的な州の設定は、3州について「占領の子どもたち」(Besatzungskinder)と揶揄して呼ばれたことにも示される通り、最初から「不満足な」ものとして受け止められていた³⁰⁾。このため、ドイツ南西地区における新たな州区域の編成に関する協議は、既に1946年11月に制定されたヴュルテンベルク・バーデン州憲法(アメリカ占領地区)の審議過程から開始されていた。ただ、南西ドイツの3州の再編をめぐる協議は、3州の統合を指向する立場と統合反対の立場が対立して難航した。特に旧バーデン州の住民はカトリック派が大半を占め、プロテスタントが主流を占めるヴュルテンベルク州には不信感を抱き、3州の統合よりは旧バーデン州の分離・復活を指向していた³¹⁾。最終的には1951年12月実施

の住民投票の結果に基づき、1952年4月25日付で3州は最終的に一つの州として統合され、またその名称は同年5月にバーデン・ヴュルテンベルク州として正式決定した。

新しい州の成立に先立つ1952年3月、州憲法制定議会(Verfassungsgebende Landesversammlung)の議員選挙が実施された。その政党別の内訳は、第1党のキリスト教民主同盟(CDU)が50議席、第2党の社会民主党(SPD)が38議席、第3党の自由民主党(FDP)が23議席、その他少数政党が10議席などとなり、CDU以外の政党が連立政権を組むことで結束したことから、1952年4月25日に、前ヴュルテンベルク・バーデン州首相でFDPのマイヤー(Reinhold Maier、首相在任は1953年9月まで)が新たな州の初代首相に選出された。

次に、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法(1953年11月11日に可決・成立、同11月19日公布・施行)の制定過程を簡単に確認しておきたい³²⁾。憲法制定議会には、連立政権政党による草案とCDUによる草案が提出され、総会において簡単な原則的な討論が行われた後、憲法制定議会の下に設置された憲法委員会(Verfassungsausschuß、委員長はCDUのGebhard Müller)に送付され、1952年4月2日から憲法草案が審議された³³⁾。憲法委員会での審議はその後、1953年10月29日まで合計で53回の会議が開催された。憲法制定議会の総会(Plenum、本会議)における憲法審議は、まず1952年6月25日に第1読会、約1年経過した1953年6月16日に第2読回(10月22日まで第2読会は9回開催)、そして第3読会が1953年11月4日から開催され、その3回目となる11月11日の総会において州憲法が可決・成立した。

憲法委員会での審議では、基本法の審議でも大きな争点となった国民学校の宗派性に関する条項に関して鋭い政党間対立が見られた。SPDとFDP等による連立政権政党側は「キリスト教的共同体学校」(die christliche Gemeinschaftsschule)および同じく教員養成機関も宗派共同の形態を主張したのに対し、野党であり第1党のCDUは宗派別学校と宗派別の教員養成機関の設置を強硬に主張した。後述することになるが、公立学校の授業料・教材の無償制に関する条項は異論なく同意された。憲法委員会での審議では、決戦投票により政権政党提出の憲法草案が可決され、審議の舞台は1953年6月から総会に移った。しかし、憲法委員会での与野党の鋭い意見対立は、1953年6月16日から始まった総会の第2読会での審議でも継続した。憲法制定議会での審議が難航・膠着する中で、1953年9月6日に実施された連邦議会選挙の結果は、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の審議にも大きく作用することとなった。

すなわち、連邦議会選挙において、バーデン・ヴュルテンベルク州ではCDUが過半数の議席を獲得したことを受けて、FDPのマイヤー首相が辞任するに至った。9月30日、マイヤーの後任の首相として、前ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州首相を歴任したキリスト教民主同盟(CDU)のミュラー(Gebhard Müller)が選出された。以後、同州では2011年に緑の党のクレッチュマン(Winfried Kretschmann)が首相になるまでの半世紀以上、CDUが首相を独占することになる。このミュラー内閣はCDUとSPDおよびFDP等の主要政党からなる大連立内閣として成立した。大連立内閣をめぐる政党間協議の過程では、懸案となっていた州憲法の条項めぐる争点についても主要政党間で合意形成が図られた。争点となっていた国民学校の宗派性に関しては、「キリスト教的共同体学校」を原則としつつも、それを州一律の同一基準とはせず、各地域のこれまでの伝統的な学校形態(宗派別学校)を併存・存続させることで妥協が成立した。この結果、10月に再開された憲法制定議会の総会における第2読会および第3読会は順調に進行し、1953年11月11日に圧倒的多数(賛成102票、反対5票、保留7票)で州憲法は可決・成立した³⁴⁾。

(2) バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項

次に、以上のような制定過程で成立したバーデン・ヴュルテンベルク州憲法のうち、本稿の趣旨に即して、教育・学校に関する条項の内容と特質について、とりわけ私立学校条項を中心に確認しておきたい。

同憲法は、「人間とその秩序」について規定した第1部と、「国家とその秩序」を規定した第2部で構成されている。このうち、第1部は、さらに第1章(人間と国家、第1条～第3条)、第2章(宗教と宗教団体、第4条～第10条)、第3章(教育と教授、第11条～第22条)の3章構成となっている。つまり、州憲法の教育・学校に関する条項は、第1部の第3章の第11条から第22条までで規定され、本稿の主題とする私立学校条項は第14条の第2項に規定されている。州憲法の教育・学校に関する条項とその主な内容の概要は、以下の通りである。

第1部第3章(教育と教授)

- 第11条：教育を受ける権利
- 第12条：青少年教育の目的
- 第13条：青少年保護
- 第14条：就学義務、授業料および教材の無償、私立学校
- 第15条：国民学校の宗派形態と親権
- 第16条：キリスト教的共同体学校
- 第17条：全ての学校に適用される原則(学校監督等)
- 第18条：公立学校の正規教科としての宗教教育
- 第19条：国民学校の教員養成
- 第20条：大学の研究・教授の自由
- 第21条：全ての学校の正規教科としての公民科
- 第22条：成人教育の促進

ドイツ連邦共和国(旧西ドイツ)の憲法である基本法は、教育・学校に関する条文は第7条のみであったが、「州の文化高権」を原則とする基本法を受けて制定されたバーデン・ヴュルテンベルク州憲法は、初等・中等学校から大学教育、そして成人教育に至るまで12の条文で、より包括的で詳細に規定するものとなった。バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の教育・学校条項を他のドイツの州憲法と比較した場合、次の2点で特徴を有するものである。その一つは、基本法で公立学校の正規教科と規定された宗教教育に関する規定(第18条)に加えて、第21条第2項において、公民科(Gemeinschaftskunde)を全ての学校において正規教科とすることが憲法の条文として規定されていることである。公民科を全ての学校で正規教科として特筆した理由は、州憲法第21条第1項において、「青少年は学校において、自由な、そして喜んで責任を引き受ける市民に向けて教育されるべきであり、学校生活の組織づくりにも参画させられるべきである。」と規定していることから自明であろう。

もう一つの特徴が本稿の趣旨と関連することになるものであり、州憲法第14条第2項において、私立学校条項として、私立学校に公費助成の請求権を保障していることである。第14条は上記の通り、主として就学義務と授業料および教材の無償に関する条項であり、その関連で私立学校条項が付加された形となっている。第14条は以下のような規定となっている。

バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第14条

- (1) 一般的就学義務が存在する。
- (2) 公立学校における授業料と教材費は無償である。教育無償化は段階的に具体化される。公共的必要に応え、また教育的に価値があると認定され、教育無償と同種の教育費の免除をかなえている公益的基礎に基づいて活動する私立の中等学校は、そのことにより生じる財政的負担の調整の請求権を有する。詳細は法律が規定する
- (3) 州政府は、授業料および教材の無償化によって生じた損失と超過出費について、市町村および市町村団体に補償しなければならない。学校維持者は損失と超過出費に関与させられることができる。詳細は法律が規定する。(下線は引用者による)

以上のように、第14条の第1項で就学義務規定、第2項第1文では公立学校における授業料および教材費の無償化原則とその段階的実施について規定し、それに続いて、第2項第2文において、私立学校(中等学校)に公費助成の請求権(Anspruch)を付与する規定を設けている。ドイツの憲法史において、私立学校に公費助成の請求権を付与する規定を設けた憲法は、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法(1950年6月制定)³⁵⁾以外では、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法のみとなっている。

上述した通り、基本法の制定過程における私立学校条項に関する議論においては、「私立学校を設置する権利」を条文化することでは多数の賛同が得られたが、ゼーボーム(DP)が提案した私立学校の財政基盤の安定化に関する条文化は、この議論の中心的人物であったFDPのテオドア・ホイスを含めて、私立学校の自律性・自主性の観点から不適切として、多数の支持を集めることができなかった。その意味で、私立学校への公費助成に関する問題は、基本法制定後の各州の憲法および法律制定における重要な争点の一つとなっていた。それでは、南西ドイツ地区における「占領の子どもたち」と揶揄された3州が統合して成立したバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項、つまり私立学校に公費助成の請求権を付与する条項は、如何なる議論を経て条文化されたのか、以下では、特にナチスの「過去」をめぐる認識と関連付けながら分析する。

(3) 私立学校への公費助成の請求権付与をめぐる議論と歴史認識

バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の制定過程での議論では、宗教・宗教団体に関する条項と教育・学校に関する条項が政党間対立の最も激しい分野であり、この2つの条項の交差する問題である学校(特に国民学校)の宗派性は「憲法の根本問題」とまで位置づけられ³⁶⁾、憲法委員会と総会(特に第2読会)において長い間激論が戦わされた。学校の宗派性の問題の他の教育・学校条項、つまり教育を受ける権利、教育の無償化、青少年保護、必修教科としての公民科などの条項では政党間での合意が得られたが、唯一政党間の意見対立があったのは私立学校条項であった。1953年6月16日から始まった憲法制定議会本会議(総会)の第2読会での審議では、CDUから私立学校に公費助成の請求権を付与する条文を含めた教育・学校に関する動議(Beilagen 876)が提出され、その動議をめぐる活発な議論が展開された。

学校の宗派性と私立学校条項の問題で決着がつく契機となったのは、上述の通り、1953年9月の連邦議会選挙であった。この結果、州首相が交代することとなり、新たなミュラー首相の内閣が主要政党による大連立内閣として成立したことから、憲法制定論議の焦点となっていた学校の宗派性や私立学校条項に関しても合意形成が図られ、主要政党全てが共同して憲法条項の修正動議を、1953年10月7日に憲法制定議会へ提出することになった。この10月7日の主要政党の修正動議が再開された総会の第2

読会および第3読会でほぼそのまま了承されて、最終的に州憲法の第1部第3章(教育と教授)の条文となっている³⁷⁾。

こうした私立学校条項の成立過程の経緯から、ここでは私立学校条項(請求権付与)を含めた教育・学校条項に関する動議(Beilagen 876)が提出された議会制定議会本会議の第2読会における議論を確認することとする。具体的には、1953年6月24日に開催された憲法制定議会本会議の第2読会第43回会議における議論となる。

まず、教育・学校条項に関する動議(Beilagen 876)を提出したCDUを代表して、ヴェルバー議員(Dr. Werber)が、教育領域における発展の大部分は「私立学校とその教師の功績によるものである」との認識を述べつつ、以下のように発言した。

「(我が党が動議を提出した理由は)、我々にとって私立学校の問題は極めて重要であるからである。この動議で特に重要な部分は第2項であり、それは私立学校の財政的状况に取り組むものであり、この問題を憲法の規定として盛り込むことを求めているものである。私自身も我が党の友人達も、学校制度の私立学校化を行うことを主張するつもりはない。しかし、我々が望んでいることは、国家は排他的な教育独占を有してはいないとの考え方が無条件で追求されなければならない、と明確にすることである。」³⁸⁾

ヴェルバーは、このように述べて、私立学校の権利を保障することが国家(州)による「他排他的な教育独占」を否定することになる、との4年前の基本法の制定過程での議論を踏まえるとともに、さらに一歩進めて「私立学校の財政的状况」に関する規定を州憲法に盛り込むことの意義と必要性を主張した。

このCDUからの動議に対しては、この時点では州政権を支える与党の立場のFDPとSPDの議員からは一定の理解は示しつつも、反対の立場が表明された。まず、FDPのゲンネンヴァイン議員(Dr. Gönneinwein)は、「方法的にも教育的にも興味深い改革の試みの担い手である」私立学校を支持する考えは有してはいるとしつつも、憲法上の権利として公費助成の請求権を私立学校に付与することには反対であるとして、次のように発言した。

「我々は、(私立学校に関する)こうした原則的には肯定的態度にも関わらず、基本法第7条が規定していることを超えることはしたくない。……我々は国家が少なくとも国家の範囲で私立学校を財政支援することに賛成するが、提訴可能な請求権を憲法で規定することには反対する。我々は、見通しができない程度で、私立学校のために憲法の中で資金援助について規定することによって、教育制度における国家の財政能力を弱体化させることに懸念を持つのだ。」³⁹⁾

12

このように、FDPのゲンネンヴァインは、私立学校の請求権を州憲法に規定することが州の財政状況を悪化させることを懸念する立場から反対の主張を行った。ほぼ同様の趣旨の主張は、SPDのラウゼン(Lausen)からも表明された⁴⁰⁾。野党の立場のCDUからの動議に政権与党であるFDPとSPDが反対するという私学条項をめぐる審議の対立構造が鮮明になった段階で、CDU議員が次々と登壇し、より踏み込んだ発言を行う中で、ナチズムの「過去」の歴史認識から私立学校条項の意味づけがなされていった。

CDU議員のラック議員(Christian Rack, 1899-1983年)は、ナチズムの12年間にギムナジウムの教師および校長として教育活動に従事してきた自らの実体験を踏まえ、自由で民主主義的な国家制度の構築に果たす私立学校の存在意義について、次のように指摘した。

「一国の学校制度は、あらゆる真の世界観的基礎に基づく精神生活の保護・育成が確保されるように、自由で柔軟で多様なものとして形成される必要がある。精神的価値のために努力するために、そして若者をそうした精神的価値に向けて教育するために自らの民主主義的な自由を活用する国民は、国民の結束とその内的な平和と未来とを最も良く確保するものである。従って、民主主義的諸原則に従って構築される国家は、私立学校を必要とするのである。こうした考えをヘッケル教授は次のような言葉で表現している。「私立学校の自由がどこまで認められるかは、学校制度が民主的なものであるか否かの試金石である」、と。議員の諸君、この点こそまさに民主主義と独裁体制との極めて大きな相違があるのである。民主主義的な学校制度は、個々人の人格形成のあらゆる可能な領域を保障する自由な学校制度である。これに対し、全体主義的国家は学校制度の全てを独占的に国家化し、あらゆる種類の私立学校を排除しようとする。こうした全てのことを、我々ドイツ人は、ドイツの歴史の最も悲惨な十数年の間に、まさに身をもって体験しなければならなかったのだ。……目下の急務とすべきは、私立学校の問題においても、責任の重さを感じながら (mit allem Ernst der Verantwortung)、歴史的に生じたことに思いをめぐらすこと、そして将来のために、歴史的に生じたことに正しい秩序を与えることなのである。」⁴¹⁾

ラックは、著名な学校法学者ヘッケル (Hans Heckel) の言葉、「私立学校の自由がどこまで認められるかは、学校制度が民主的なものであるか否かの試金石である」を引用し、民主主義国家には自由な私立学校制度の存在が不可欠であることを確認するとともに、このことの正しさは、ナチズムという「ドイツの歴史の最も悲惨な十数年の間」の実体験から学び取ったものであることを強調した。ラックにとって、私立学校に関する憲法条項をめぐる問題は、「責任の重さを感じながら、歴史的に生じたことに思いをめぐらすこと、そして将来のために、歴史的に生じたことに正しい秩序を与えること」、つまりナチズムの過去の痛烈な反省を踏まえ、今後の新しいドイツ社会秩序の構築の方向性を左右する極めて重大な問題であると認識されていたのだった。

同じく、CDUのフーバー議員 (Dr. Huber) も、州憲法における私立学校条項の必要性をナチズムに関する歴史認識との関連から指摘する発言を行った。フーバーは、「我々が身をもって体験したことは、民主的な憲法の本質と意義にとっての決定的認識を我々に媒介している」と述べ⁴²⁾、特にナチズム体制が人間のあらゆる自由を強奪した歴史を踏まえ、州憲法において自由な私立学校の活動を保障すること、より具体的には私立学校に公費助成の請求権を付与する条項を規定すべきであるとして、以下のように述べた。

「私立学校が、補助金を請願するために、国家を訪れて、お金がもらえるかを尋ねるという状態に置かれることではなく、私立学校には公費助成の請求権が付与されことによって、安定を獲得することができるということが重要なのである。この点こそがまさに大事なことである。……(学校当局からの) 自由裁量による補助金しか配当されない私立学校は、自らに課せられた、果たすべき役割を充足することはできない。……最後に要約して述べたい。本当に重要なことは、私立学校が憲法の中で確固たる基礎づけを獲得すること、つまり私立学校が財政的支援の法的請求権と公立学校と同等の取り扱いへの法的請求権を保持するように、私立学校の法的地位が付与されることである。」⁴³⁾

最後に、CDUのミュラー議員 (Gebhard Müller) が登壇し、州憲法が公立学校での教育の無償制を定める一方で、同様の努力を行った私立学校に公費助成の請求権を付与しないとすれば、基本法で私立学校

(代替学校)には、親の資産状態に応じて生徒を差別待遇することが禁止されている(基本法第7条第4項第3文)以上、私立学校は財政的に立ち行かなくなり、私立学校の権利は実質的に保障されなくなると主張した。その上で、FDPのゲンネンヴァインが私立学校の公費助成請求権に反対する際の論拠の一つとして挙げた、憲法学者トーマ(Richard Thoma)の言葉である「財政の自主性は私立学校の最も重要な特性である」に反論して、以下のように私立学校と公費助成の関係を総括する主張を行った。

「私の考えでは、この最も重要な前提は間違いである。公立学校に対する私立学校の決定的な特質は資金負担にあるのではなく、それは副次的側面にすぎないのであって、むしろ私立学校が公的な影響から大幅に独立した、自由な学校であること、そしてこうした私立学校の特性は、国家から助成されたとしても奪い取られない、という点にこそあるのである。」⁴⁴⁾

以上のように、1953年6月24日に開催された憲法制定議会本会議の第2読会第43回会議では、私立学校に公費助成の請求権を付与することをめぐり、その必要性を主張するCDU議員と、反対するFDPおよびSPD議員との間で激しい議論が展開された。再度確認すれば、CDU議員たちは、公費助成の請求権という「私立学校の法的地位が付与されること」で、財政的基盤を保障された私立学校が、「自らに課せられた、果たすべき役割を充足すること」を希求していた。その際に、「私立学校が公的な影響から大幅に独立した、自由な学校であること」こそが、私立学校の「決定的な特質」であるとの認識に立っていた。しかも、こうした「私立学校の自由」とその憲法規定による保障(この場合は公費助成の請求権)というCDU議員たちの考え方は、ナチズムという「ドイツの歴史の最も悲惨な十数年の間」の実体験から学び取った「民主的な憲法の本質と意義にとっての決定的認識」に裏打ちされたものであったのである。

こうしたCDU議員たちの主張は、その時点では議会で多数を占める政権与党のFDPおよびSPD議員の反対にあったが、上述した通り、連邦議会選挙後の州首相の交代を経て、1953年10月7日の主要政党全てが参加した憲法条項の修正動議に盛り込まれ、州憲法第14条第2項第2文として成文化されたのであった。

4. おわりに

以上、戦後の初期ドイツにおいて制定された基本法とバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項をめぐる議論を歴史認識の側面から考察してきた。どちらの憲法も、敗戦から間もない初期ドイツで制定されたものであるが、その私立学校条項に関する審議過程では、直近の12年に及ぶナチズム時代の実体験を踏まえた歴史認識が披瀝されていた。そこでは、ナチズム以後のドイツで構築されるべき国家秩序、つまり自由で民主主義的な国家・社会には国家権力から自由な私立学校が不可欠であることが確認され、その結果として私立学校を設置する権利がドイツの憲法史上初めて規定され(基本法第7条第4項)、さらには、その私立学校の権利をより実質的に保障するものとして、私立学校に公費助成の請求権を付与する規定も設けられたのであった(バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第14条第2項)。本稿が明らかにしたことを一言すれば、戦後ドイツの憲法に私立学校条項を盛り込んだ立法者意思の根底には、ナチズムの「悲しい過去の経験」から学んだこと(歴史認識)が据えられていた、と結論づけることができるだろう。

ただ留意すべきは、憲法上に私立学校の権利が規定されたことが、同時に「私立学校の自由」の法的

保障の実現を意味するものではないことである。本稿で確認したような歴史認識を踏まえた議論の結果として成文化された基本法および州憲法の私立学校条項の意味が広く理解され、「私立学校の自由」が実定法として整備・確立までには、私立学校関係者による粘り強い、継続的な闘い(典型的には裁判闘争)が必要だったのである⁴⁵⁾。

〈付記〉

本稿は教育史学会第65回大会(2021年9月26日)における研究発表に加筆修正したものであり、科学研究費補助金(基盤C、18K02355、代表者:遠藤孝夫)及び科学研究費補助金(基盤C、19K0219、代表者:岡典子)による研究成果の一部である。

注

- 1) ドイツの「過去の克服」に関しては、さしあたり次を参照のこと。石田勇治『過去の克服 ヒトラー後のドイツ』(白水社、2002年)、Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit*, C.H.Beck 1996.
- 2) ナチズム後のドイツ(旧西ドイツ)の憲法として、以下が挙げられる。ハンブルク州憲法(1946年5月)、ヴュルテンベルク・バーデン州憲法(1946年11月)、バイエルン州憲法(1946年12月)、ヘッセン州憲法(1946年12月)、ラインラント・プファルツ州憲法(1947年5月)、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州憲法(1947年5月)、バーデン州憲法(1947年5月)、ブレーメン州憲法(1947年10月)、ザールラント州憲法(1947年12月)、基本法(1949年5月)、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州憲法(1949年12月)、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法(1950年6月)、(西)ベルリン州憲法(1950年9月)、ニーダーザクセン州憲法(1951年4月)、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法(1953年11月)。
- 3) 拙稿「ドイツ占領下ラインラント・プファルツ州憲法の制定と宗教教育の復権」、『弘前大学教育学部紀要』第97号(2006年)所収、同「戦後ドイツ社会の再建とキリスト教倫理の復権:ヴュルテンベルク・バーデン州憲法(1946年)を事例に」、『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第8号(2009年)所収、同「州憲法・基本法にみるキリスト教の復権と『過去の克服』」、對馬達雄編著『ドイツ 過去の克服と人間形成』(昭和堂、2011年)所収。
- 4) ヴュルテンベルク・バーデン州憲法の審議過程で、社会民主党のシュネッケンブルガーは、ナチズムと戦争という「恐るべき破壊の跡では、民主主義的国家は、人間の道徳的責任に基づいてのみ構築することができる」との認識から、キリスト教と教会の公共的役割を支持する発言を行った。拙稿「州憲法・基本法にみるキリスト教の復権と『過去の克服』」、35頁。
- 5) 同上、33頁。
- 6) 代表的な先行研究は次の通り。Klaus-Berto Doemming, Rudolf Werner Füsslein, Werner Matz, Entstehungsgeschichte der Artikel des Grundgesetzes, in: *Jahrbuch des öffentlichen Recht der Gegenwart*, Neue Folge/Bd.1, 1951, Michael F.Feldkamp, *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Die Entstehung des Grundgesetzes*, Vandenhoeck & Ruprecht 2008, Lothar Theodor Lemper, *Privatschulfreiheit Eine Untersuchung zur Genese, Praxis und Chance eines Grundrechtes*, Köln 1984. 結城 忠『憲法と私学教育 私学の自由と私学助成』(協同出版、2014年)、252頁。なお、筆者は既に基本法第7条の私立学校条項の成立過程をシュタイナー学校の間接的関与の視点から分析した論考を発表している。拙稿「戦後ドイツにおけるヴァルドルフ学校の再建と『私立学校を設置する権利』」、『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第18号(2019年)所収。
- 7) バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項の制定論議に関して、ほぼ唯一言及した先行研究として、フォーゲルの論文がある。この論文はバーデン・ヴュルテンベルク州憲法の私立学校条項の制定論議を研

究することの必要性を示唆してくれた点で、本稿の出発点となるものである。Johann Peter Vogel, *Verfassungswille und Verwaltungswirklichkeit im Privatschulrecht*, in: *Recht der Jugend und des Bildungswesens*, Bd.31 (1983), S.170-184.

- 8) *Parlamentarischer Rat, Verhdlungen des Hauptausschusses Bonn 1948/49, Der Parlamentarische Rat 1948-1949. Akten und Protokolle, Band 5/II, Ausschuß für Grundsatzfragen*, Harald Boldt Verlag 1993.
- 9) Paul Feuchte (Hrsg.), *Quellen zur Entstehung der Verfassung von Baden-Württemberg*, 7. Teil, Juni 1953, W. Kohlhammer Verlag 1992.
- 10) 憲法学者のマンガルトは、基本権としての「私立学校を設置する権利」に関して、次のように解説している。すなわち、基本法第7条第4項で規定された私立学校を設置する権利の条項は、「直接的に現行の権利(法)である。この規定から導かれる請求権は行政裁判所への提訴の形で追及されることができる。しかし、保証される権利はもっぱら制限されてのみ認められる。」 Herman von Mangoldt, *Das Bonner Grundgesetz*, Verlag Franz Vahlen 1953, S.77.
- 11) 基本法の制定過程については、特に断らない限り次を参照した。Klaus-Berto Doemming, Rudolf Werner Füsslein, Werner Matz, *Entstehungsgeschichte der Artikel des Grundgesetzes*, in: *Jahrbuch des öffentlichen Recht der Gegenwart*, Neue Folge/Bd. 1,1951, Michael F.Feldkamp, *Der Parlamentarische Rat 1948-1949 Die Entstehung des Grundgesetzes*, Vandenhoeck & Ruprecht 2008.
- 12) Antrag der CDU/CSU vom 24. Nov. 1948, in: *Der Parlamentarische Rat 1948-1949, Akten und Protokolle, Band 5/II, Ausschuß für Grundsatzfragen*, S.634.
- 13) *Ibid.*, S.936.
- 14) *Parlamentarischer Rat, Verhdlungen des Hauptausschusses Bonn 1948/49*, S.558.
- 15) *Der Parlamentarische Rat 1948-1949, Band 5/II*, S.806-807.
- 16) *Ibid.*, S.807-808.
- 17) *Ibid.*, S.808-810.
- 18) *Ibid.*, S.811.
- 19) *Ibid.*, S.817.
- 20) *Ibid.*, S.824.
- 21) *Ibid.*, S. 824-825.
- 22) *Parlamentarischer Rat, Verhdlungen des Hauptausschusses Bonn 1948/49*, S.246.
- 23) *Ibid.*, S.247.
- 24) *Ibid.*, S.249.
- 25) 例えば、ヴェーバー議員(CDU)の発言。*Ibid.*, S.556.
- 26) *Ibid.*, S. 558.
- 27) *Ibid.*, S.565. なお、ドレスデンのシュタイナー学校の教師のザルツマン(Osker Saltzmann)は、「戦争は負ける」と発言したことが発覚し、ドイツ敗戦の日(1945年5月8日)にナチズム機関によって殺害された。その他、シュタイナー学校の教師で一時的ながら逮捕・拘禁された者も多い。Volker Frielingsdorf, *Geschichte der Waldorfpädagogik Von ihrem Ursprung bis zur Gegenwart*, Beltz Verlag 2019, S.180-182.
- 28) Reinhold Weber, Hans-Georg Wehling, *Geschichte Baden-Württembergs*, C.H.Beck 2007, S.110.ナチズム崩壊後の占領統治および南西ドイツの政治制度に関しては、この他に主として次も参照した。Rudolf Spreng, Willi Birn, Paul Feuchte (Hrsg.), *Die Verfassung des Baden-Württemberg*, W.Kohlhammer Verlag 1954, Wolfgang Benz (Hrsg.), *Deutschland unter alliierter Besatzung 1945-1945/55*, Akademie Verlag 1999, Thomas Rösslein, *Quellen zur Entstehung der Verfassung von Württemberg-Hohenzollern, Erster Teil*, 2006.
- 29) ヴュルテンベルク・バーデン州憲法(1946年11月28日)、バーデン州憲法(1947年5月22日)、ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州憲法(1947年5月18日)。

- 30) Reinhold Weber, Hans-Georg Wehling, *Geschichte Baden-Württembergs*, S.110.
- 31) Ibid., S.111.
- 32) バーデン・ヴュルテンベルク州憲法の制定過程に関しては、次を参照した。Spreng, Birn, Feuchte (Hrsg.), *Die Verfassung des Baden-Württemberg*, Paul Feuchte (Hrsg.), *Quellen zur Entstehung der Verfassung von Baden-Württemberg*, Erster Teil, W. Kohlhammer 1986.
- 33) 政権政党の憲法草案は、「人間と人間の秩序」と「国家とその規則」の2部構成であり、基本的には基本法で示された原則を踏襲した内容となっており、学校に関しては、「キリスト教的共同体学校」を支持するものとなっていた。他方、CDUの憲法草案は、「国家の基礎」、「共同体生活の基礎と秩序」、「国民とその代表機関」の3部構成となっていた。このうち、「国家の基礎」において、「国民および国家生活の基礎」として、「キリスト教的道徳律」が確認されている。第2部の「共同体の基礎と秩序」では、カトリック教会とのコンコルダートの承認と親権を前提として、政権政党草案以上に結婚と家庭に関する条項を多く含んでいた。学校に関する規定では、共同体学校と同等のものとして宗派別学校を維持する可能性を残していた。Spreng, Birn, Feuchte (Hrsg.), *Die Verfassung des Baden-Württemberg*, S.22-23.
- 34) Ibid., S.26-27.
- 35) ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法の私立学校条項は次の通りである。

第8条第4項

私立学校に関しては、1949年5月23日公布のドイツ連邦共和国基本法第7条第4項および第5項の規定が、この州憲法の構成要素として適用される。この基本法の規定に従って設置認可された私立学校は対応する公立学校と同じ権限を有する。設置認可された私立学校は、自らの目的の具体化のために、また自らの義務の履行のために必要となる公的援助の請求権 (Anspruch) を有する。

また、バーデン・ヴュルテンベルク州に合併する以前のヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州憲法(1947年5月20日公布)も、請求権の規定はないものの、基本法以前の州憲法としては唯一、私立学校(但し、私立の国民学校に限定)への財政援助の規定を有していた。以下の通りである。

第117条(私立学校)

- (1) 私立学校は、それが学校法で定められた一般的な諸要求を満たした場合に、許可される。
- (2) 私立の国民学校は、第108条の規定(引用者補足:国民学校の生徒には必要な教材が付与される)を満たすように、国家(州)によって支援(unterstützen)される。

以上の憲法条文は次を参照した。R.W.Füßlein, *Deutsche Verfassungen. Grundgesetz und deutsche Landesverfassungen mit Änderungen und Nachträgen nach dem Stand vom 1.November 1951*, Verlag für Rechtswissenschaft 1951.

- 36) Spreng, Birn, Feuchte (Hrsg.), a.a.O., S.46.
- 37) Ibid., S.47-48.
- 38) Paul Feuchte (Hrsg.), *Quellen zur Entstehung der Verfassung von Baden-Württemberg*, 7.Teil, S.539.
- 39) Ibid., S.540-541.
- 40) Ibid., S.546-549. ラウゼンは、シュタイナー学校や田園教育舎などの私立学校が先駆的で実験的な教育に取り組んでいることは認めつつも、「私立学校が公立学校を現実的に弱体化させるということは防止すべきなのである。」(S.549)、とも述べ、私立学校に公費助成の請求権を憲法上の権利として保障することが、国家財政を弱体化させ、国家(州)による公立学校の整備が妨害される危険性まで指摘した。
- 41) Ibid., S.543.
- 42) Ibid., S.550.
- 43) Ibid., S.553-555.
- 44) Ibid., S.557.

- 45) シュタイナー学校が中心となって展開した私立学校の権利と自由の拡大のための「裁判闘争」については、さしあたり次を参照願いたい。拙稿「シュタイナー学校の公的承認をめぐる100年の闘い」、広瀬俊雄・遠藤孝夫・池内耕作・広瀬綾子編『シュタイナー教育100年 80カ国の人々を魅了する教育の宝庫』(昭和堂、2020年)所収。